

未公開 判決事例紹介

不動産業者保有の金地金、 棚卸資産に該当するか

東京地裁、事業目的や保有の経緯等を判断



本誌1098号40頁で紹介した消費税及び地方消費税更正処分等取消請求事件の判決について、一部仮名処理した上で紹介する。

○課税事業者から免税事業者となった日の前日に不動産賃貸業者（原告）が購入した金地金が消費税法上の棚卸資産に該当するか否かが争われた事案（令和6年（行ウ）第429号）。東京地方裁判所（岡田幸人裁判長）は令和7年10月30日、当該金地金は消費税法上の棚卸資産に該当し、棚卸資産に係る消費税額の調整規定（消法36⑤）の適用によりその仕入れに係る消費税額は控除対象仕入税額に含まれないとの判断を示し、原告の請求を棄却した。

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

那覇税務署長が原告に対し令和5年2月24日付けでした令和3年3月1日から令和4年2月28日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税の更正処分並びに同更正処分に伴う過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。

第2 事案の概要等

本件は、原告が、処分行政庁（那覇税務署長）が原告に対してした令和3年3月1日から令和4年2月28日までの課税期間（以下「本件課税期間」という。）の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の更正処分（以下「本件消費税等更正処分」という。）及び本件消費税等更正処分に係る過少申告加算税の賦課決定処分（以下「本件賦課決定処分」といい、これらを併せて「本件消費税等更正処分等」という。）を不服として、被告を相手に、本件消費税等更正処分等の取消しを求める事案である。

1 本件に係る消費税法（平成28年法律第15号による改正前のもの。以下同じ。）及び消費税法施行令の定め

(1) 消費税法2条1項15号は、棚卸資産とは、商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産で政令で定めるものをいう旨定めている。

消費税法施行令4条は、消費税法2条1項15号に規定する政令で定める資産について、棚卸をすべき資産である①商品又は製品（副産物及び作業くずを含む。）、②半製品、③仕掛品（半成工事を含む。）、④主要原材料、⑤補助原材料、⑥消耗品で貯蔵中のもの及び⑦